福祉部福祉総務課長様

環境農林水産部動物愛護畜産課長

福祉施設における飼育動物(家畜)の飼育状況の定期報告について(依頼)

日頃より畜産衛生行政に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

家畜伝染病予防法に基づき、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの家畜伝染病の発生を予防するため、家畜を飼育している場合は、愛玩用であっても、毎年、飼育状況を報告することが義務付けられております。

つきましては、下記内容について御了知いただくとともに、別紙パンフレットを配布していただき、報告が適切に行われるよう貴部所管施設への周知をお願いいたします。

記

- 1. 報告の対象となる家畜(小規模飼養者)
  - 〇牛・水牛・馬:1頭
  - 〇鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし : 6頭未満
  - 〇鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥 : 100羽未満
  - 〇だちよう: 10羽未満
  - ※上記頭羽数以上を飼育されている方は、報告の内容が異なりますので大阪府家畜保健 衛生所あてご連絡ください。
- 2. 報告の内容及び様式

対象となる動物を飼育されている場合は、別添の報告様式に必要事項(家畜所有者の住所・氏名、動物の種類と頭羽数)を記入のうえ報告してください。

3. 報告期間

牛・水牛・馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのししの場合 平成27年2月1日から平成27年4月15日まで 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちようの場合 平成27年2月1日から平成27年6月15日まで

4. 報告先・問い合わせ先

大阪府家畜保健衛生所

〒598-0048 大阪府泉佐野市りんくう往来北1-59 (電話) 072-458-1151 (FAX) 072-458-1152 郵送もしくはFAXで報告してください。

## 5. その他

- ・飼育状況の報告は、毎年一度行う必要があります。
- ・飼育状況の報告は、2月1日時点の状況を報告していただきます。
- ・報告様式は動物愛護畜産課のホームページからダウンロードができます。 (ホームページアドレス)

http://www.pref.osaka.jp/doubutu/tikusaneisei/siyoueiseikanri.html

担当:動物愛護畜産課 畜産衛生グループ

吉本、関口

電話:06-6210-9618

FAX : 06-6613-6276